

# 協議 8 号

長野市立学校職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則（案）要綱

教育委員会事務局学校教育課

事 項	説 明																									
1 改正の理由	地方公務員法及び長野市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例等の一部改正等に伴い、改正するもの																									
2 改正の内容	<p>主な内容は、次のとおり</p> <p>(1) 長野市立学校職員の給与に関する規則の一部改正（第 1 条関係）</p> <p>ア 管理又は監督の地位にある学校職員の職にある定年前再任用短時間勤務学校職員（60歳に達した日以後に退職をした者で、従前の勤務実績等に基づく選考により、短時間勤務の職に採用された学校職員をいう。以下同じ。）に対して給料月額につき支給する特別調整額は、当該定年前再任用短時間勤務学校職員の属する職務の級及び当該職に係る次の表の職務の級及び区分に応じ、同表の給料の特別調整額欄に定める額に、当該定年前再任用短時間勤務学校職員の勤務時間を常勤学校職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とするものと定める。</p> <table border="1" data-bbox="555 1176 1372 1491"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>区分</th> <th>給料の特別調整額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">4 級</td> <td>1 種</td> <td>68,000 円</td> </tr> <tr> <td>2 種</td> <td>59,500 円</td> </tr> <tr> <td>3 種</td> <td>51,000 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">3 級</td> <td>3 種</td> <td>40,600 円</td> </tr> <tr> <td>4 種</td> <td>33,800 円</td> </tr> <tr> <td>5 種</td> <td>27,100 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 管理又は監督の地位にある学校職員の職にある定年前再任用短時間勤務学校職員に対して、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要による週休日等における勤務をした場合に、当該勤務 1 回につき支給する管理職員特別勤務手当の額を次のように定める。</p> <table border="1" data-bbox="555 1711 1372 1890"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>管理職員特別勤務手当の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 種</td> <td>7,000 円</td> </tr> <tr> <td>2 種又は 3 種</td> <td>5,000 円</td> </tr> <tr> <td>4 種又は 5 種</td> <td>3,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 管理又は監督の地位にある学校職員の職にある定年前再任用短時間勤務学校職員に対して、災害への対処その他の臨時</p>	職務の級	区分	給料の特別調整額	4 級	1 種	68,000 円	2 種	59,500 円	3 種	51,000 円	3 級	3 種	40,600 円	4 種	33,800 円	5 種	27,100 円	区分	管理職員特別勤務手当の額	1 種	7,000 円	2 種又は 3 種	5,000 円	4 種又は 5 種	3,000 円
職務の級	区分	給料の特別調整額																								
4 級	1 種	68,000 円																								
	2 種	59,500 円																								
	3 種	51,000 円																								
3 級	3 種	40,600 円																								
	4 種	33,800 円																								
	5 種	27,100 円																								
区分	管理職員特別勤務手当の額																									
1 種	7,000 円																									
2 種又は 3 種	5,000 円																									
4 種又は 5 種	3,000 円																									

又は緊急の必要による週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間における勤務をした場合に、当該勤務1回につき支給する管理職員特別勤務手当の額を次のように定める。

区分	管理職員特別勤務手当の額
1種	3,500円
2種又は3種	2,500円
4種又は5種	1,500円

エ 60歳を超える学校職員の給料月額の特例の適用を受ける学校職員に対する特別調整額は、当分の間、定年前再任用短時間勤務学校職員以外の学校職員に支給する特別調整額の額に100分の70を乗じて得た額とするものと定める。

オ 60歳を超える学校職員の給料月額の特例の適用を受ける学校職員に対する管理職員特別勤務手当の額は、当分の間、定年前再任用短時間勤務学校職員以外の学校職員に支給する管理職員特別勤務手当の額に100分の70を乗じて得た額とするものと定める。

(2) 長野市立学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部改正(第2条関係)

地方公務員法の一部改正に伴い、この規則で引用する同法の条項を整理する。

(3) 長野市立学校職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正(第3条関係)

再任用学校職員(定年退職者等で、従前の勤務実績等に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、常時勤務を要する職又は短時間勤務の職に採用された学校職員をいう。)を定年前再任用短時間勤務学校職員に改める。

3 施行期日等	令和5年4月1日から施行する。
4 審議状況	(1) 総務部総務課との協議 月 日 (2) 教育委員会法規審査会の決定 月 日

長野市立学校職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則（案）

（長野市立学校職員の給与に関する規則の一部改正）

第1条 長野市立学校職員の給与に関する規則（昭和41年長野市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第9条の2に次のただし書を加える。

ただし、同表に掲げる職（同表中その区分について別に定めることとされている職を除く。）のうち、教育委員会が別に定める職にあつては、当該職に対応する同表の区分欄に定める区分より一段高い区分とすることができる。

第9条の3を次のように改める。

（特別調整額）

第9条の3 前条に規定する職にある学校職員に支給する給料の特別調整額は、次の各号に掲げる学校職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 次号に掲げる学校職員以外の学校職員 当該学校職員の属する職務の級及び当該職に係る前条の規定による区分に応じ、別表第6の給料の特別調整額欄に定める額

(2) 条例第2条第2項第1号に規定する定年前再任用短時間勤務学校職員（以下「定年前再任用短時間勤務学校職員」という。） 当該定年前再任用短時間勤務学校職員の属する職務の級及び当該職に係る前条の規定による区分に応じ、別表第7の給料の特別調整額欄に定める額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務学校職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）

第12条第1項第1号中「条例」を「次号に掲げる学校職員以外の管理監督学校職員（条例）に、「（以下「管理監督職員」という）」を「をいう。以下同じ」に改め、同項第2号を同項第3号とし、同号の前に次の1号を加える。

(2) 定年前再任用短時間勤務学校職員である管理監督学校職員 次の表の区分欄に掲げる第9条の2の規定により定める区分に応じ、同表の管理職員特別勤務手当の額欄に定める額

区分	管理職員特別勤務手当の額
1種	7,000円
2種又は3種	5,000円
4種又は5種	3,000円

第12条第3項を次のように改める。

3 条例第14条の7第2項第2号に規定する教育委員会が定める額は、次の各号に掲げる学校職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 次号に掲げる学校職員以外の管理監督学校職員 次の表の区分欄に掲げる第9条の2の規定により定める区分に応じ、同表の管理職員特別勤務手当の額欄に定める額

区分	管理職員特別勤務手当の額
1種	4,000円
2種又は3種	3,000円
4種又は5種	2,000円

(2) 定年前再任用短時間勤務学校職員である管理監督学校職員 次の表の区分欄に掲げる第9条の2の規定により定める区分に応じ、同表の管理職員特別勤務手当の額欄に定める額

区分	管理職員特別勤務手当の額
1種	3,500円
2種又は3種	2,500円
4種又は5種	1,500円

第12条第4項中「管理監督職員」を「管理監督学校職員」に改める。

第13条中「7時間45分」を「1週間当たりの勤務時間を5で除して得た時間」に改める。

第14条第1項の表第12条の4第1項第2号の項中「短時間勤務学校職員」を「定年前再任用短時間勤務学校職員」に改める。

附則第4項を削る。

附則第5項の前の見出しを削り、同項を附則第4項とし、同項の前に見出しとして「(平成25年4月1日における学校職員の昇給の号俸数の特例)」を付し、附則第6項を附則第5項とする。

附則第7項中「附則第5項及び第6項」を「附則第4項及び第5項」に改め、同項を附則第6項とし、同項の次に次の2項を加える。

(条例附則第19項の規定の適用を受ける学校職員の特別調整額の支給額)

7 条例附則第19項の規定の適用を受ける学校職員に対する第9条の3の規定の適用については、当分の間、同条第1号中「定める額」とあるのは、「定める額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)」とする。

(条例附則第19項の規定の適用を受ける学校職員の管理職員特別勤務手当の支給額)

8 条例附則第19項の規定の適用を受ける学校職員に対する第12条第1項及び第3項の規定の適用については、当分の間、同条第1項第1号及び同条第3項第1号中「定める額」とあるのは、「定める額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)」とする。

別表第6の次に次の1表を加える。

別表第7(第9条の3関係)

職務の級	区分	給料の特別調整額
4級	1種	68,000円

	2種	59,500円
	3種	51,000円
3級	3種	40,600円
	4種	33,800円
	5種	27,100円

備考 別表第5に掲げる職のうち、この表に掲げられていない給料の特別調整額を定める特段の事情があると教育委員会が認める職にある学校職員に支給する給料の特別調整額については、当該学校職員の属する職務の級及び当該職の区分を考慮して、次に掲げる額の範囲内で教育委員会が別に定める額とする。

- (1) 当該学校職員の属する職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の区分より一段高い区分があるときは、当該区分に係る給料の特別調整額未満の額
- (2) 当該学校職員の属する職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の区分より一段低い区分があるときは、当該区分に係る給料の特別調整額を超える額
- (3) 当該学校職員の属する職務の級より上位の職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の区分に係る給料の特別調整額の区分があるときは、当該給料の特別調整額未満の額
- (4) 当該学校職員の属する職務の級より下位の職務の級に対応する同表の職務の級欄に当該職の区分に係る給料の特別調整額の区分があるときは、当該給料の特別調整額を超える額

(長野市立学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部改正)

第2条 長野市立学校職員の単身赴任手当に関する規則（平成27年長野市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号イ中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改め、「第28条の2第1項」及び「（同法第28条の3の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。）」を削る。

(長野市立学校職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正)

第3条 長野市立学校職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（平成21年長野市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

- (8) 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項に規定する大学院就学休業をしている学校職員（以下「大学院就学休業職員」という。）

第3条第1項第2号に次のように加える。

ウ 学校職員給与条例の適用を受ける短時間勤務学校職員（学校職員給与条例

第2条第2項第1号に規定する定年前再任用短時間勤務学校職員（以下「定年前再任用短時間勤務学校職員」という。）又は任期付職員条例第4条の規定により採用された学校職員をいう。以下同じ。）

エ 学校職員給与条例の適用を受けない本市の短時間勤務公務員（法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された公務員をいう。以下同じ。）

オ 教育委員会が別に定める者

第3条第1項第3号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 本市が加入する地方公共団体の組合の法第22条の5第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員

第3条第2項中「又は法第28条の5第1項若しくは第28条の6第2項若しくは任期付職員条例第4条の規定により採用された学校職員（以下「短時間勤務学校職員」という。）」を「若しくは短時間勤務学校職員又は教育委員会が別に定める者」に改める。

第4条第2項第4号中「自己啓発等休業職員」の次に「又は大学院就学休業職員」を加え、同条第3項中「本市の常勤の公務員」の次に「若しくは短時間勤務公務員又は教育委員会が別に定める者」を、「地方公共団体の常勤の公務員」の次に「、本市が加入する地方公共団体の組合の法第22条の5第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を、「在職した期間」の次に「（教育委員会が別に定める者が学校職員給与条例の適用を受ける学校職員となった場合にあっては、教育委員会が別に定める期間）」を加える。

第7条第2号中「又は自己啓発等休業職員」を「、自己啓発等休業職員又は大学院就学休業職員」に改める。

第8条第1項第2号中「公務員」の次に「若しくは短時間勤務公務員若しくは教育委員会が別に定める者」を加える。

第11条第2項第1号中「又は自己啓発等休業職員」を「、自己啓発等休業職員又は大学院就学休業職員」に改める。

第12条第1号中「法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された学校職員（次号において「再任用学校職員」という。）」を「定年前再任用短時間勤務学校職員」に改め、同条第2号中「再任用学校職員」を「定年前再任用短時間勤務学校職員」に改める。

## 附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（長野市立学校職員の給与に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

2 長野市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年長野市条例第33号。附則第4項及び第6項において「改正条例」という。）附則第12項に規定する暫定再任用学校職員（同項に規定する暫定再任用短時間勤務学校職員（次項及び附則第4項において「暫定再任用短時間勤務学校職員」とい

う。)を除く。)に対する第1条の規定による改正後の長野市立学校職員の給与に関する規則(次項並びに附則第4項及び第6項において「改正後の給与規則」という。)第9条の3の規定の適用については、同条第1号中「別表第6」とあるのは、「別表第7」とする。

3 暫定再任用短時間勤務学校職員は、長野市立学校職員の給与に関する条例(昭和41年長野市条例第96号)第2条第2項第1号に規定する定年前再任用短時間勤務学校職員(附則第6項、第10項及び第12項において「定年前再任用短時間勤務学校職員」という。)とみなして、改正後の給与規則第9条の3の規定を適用する。

4 長野市立学校職員の給与に関する条例第10条の規定により給料の特別調整を行う職を占める地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「改正法」という。)附則第4条第1項(改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。附則第7項第1号において同じ。)、第5条第1項、第6条第1項(改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。附則第7項第1号において同じ。)又は第7条第1項の規定により採用された学校職員(次項において「特定暫定再任用学校職員」という。)のうち、当該職に係る改正条例附則第22項に規定する旧定年条例第3条に規定する年齢に達した日がこの規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日以前である学校職員であって、改正後の給与規則第9条の3及び前2項の規定による給料の特別調整額が経過措置基準額(暫定再任用短時間勤務学校職員にあっては、当該経過措置基準額に長野市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(昭和41年長野市条例第17号)第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務学校職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額)に達しないこととなる学校職員には、当該給料の特別調整額のほか、改正後の給与規則第9条の3及び前2項の規定による給料の特別調整額と経過措置基準額との差額に相当する額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を給料の特別調整額として支給する。

5 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる学校職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

(1) 施行日の前日に適用されていた給料表と同一の給料表の適用を受ける特定暫定再任用学校職員(以下「同一給料表適用学校職員」という。)であって、同日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する学校職員以外のもののうち、上位区分相当学校職員(同日において長野市立学校職員の給与に関する規則(次号及び第4号において「規則」という。)別表第5に掲げる職にあった学校職員の当該職に係る同表の区分欄に定める区分(以下「旧区分」という。)より高い区分に相当する同表の区分欄に掲げる区分に対応する同表に掲げる職にある学校職員をいう。第3号において同じ。)及び相当区分学校職員(旧区分に相当する同表の区分欄に掲げる区分に対応する同表に掲げる職にある学校職員をいう。第3号において同じ。) 施行日の前日に当該学校職員が受けていた給料の特別調整額

(2) 同一給料表適用学校職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下

位の職務の級に属する学校職員以外のもののうち、下位区分相当学校職員（旧区分より低い区分に相当する規則別表第5の区分欄に掲げる区分に対応する同表に掲げる職にある学校職員をいう。第4号において同じ。） 施行日の前日に当該旧区分より低い区分に相当する同表の区分欄に掲げる区分を適用したとしたならば当該学校職員が受けることとなる給料の特別調整額

- (3) 同一給料表適用学校職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するもののうち、上位区分相当学校職員又は相当区分学校職員 施行日の前日に当該学校職員が当該下位の職務の級に降格したとしたならば当該学校職員が受けることとなる給料の特別調整額
  - (4) 同一給料表適用学校職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するもののうち、下位区分相当学校職員 施行日の前日に当該学校職員が当該下位の職務の級に降格し、かつ、旧区分より低い区分に相当する規則別表第5の区分欄に掲げる区分を適用したとしたならば当該学校職員が受けることとなる給料の特別調整額
  - (5) 施行日以後に給料表を異にする異動をした特定暫定再任用学校職員（施行日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった特定暫定再任用学校職員を除く。） 施行日の前日に当該異動をしたものとして前各号の規定によるものとした場合の額
  - (6) 前各号に掲げる学校職員のほか、施行日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった特定暫定再任用学校職員その他特別の事情があると認められる特定暫定再任用学校職員のうち、他の学校職員との均衡を考慮して前各号に掲げる学校職員に準ずるものとして教育委員会が別に定める学校職員 前各号の規定に準じて教育委員会が別に定める額
- 6 改正条例附則第12項に規定する暫定再任用学校職員（次項及び附則第12項において「暫定再任用学校職員」という。）は、定年前再任用短時間勤務学校職員とみなして、改正後の給与規則第12条第1項及び第3項の規定を適用する。  
（長野市立学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部改正に伴う経過措置）
- 7 次に掲げる事由の発生に伴い、住居を移転し、長野市立学校職員の単身赴任手当に関する規則第2条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった学校職員であって、当該事由の発生の直前の住居から当該事由の発生の直後の勤務場所に通勤することが同規則第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とするものとなった暫定再任用学校職員は、長野市立学校職員の給与に関する条例第12条の9第2項の同条第1項の規定による単身赴任手当を支給される学校職員との権衡上必要があると認められるものとして教育委員会が定める学校職員とする。
- (1) 改正法附則第4条第1項、第5条第1項、第6条第1項又は第7条第1項の規定による採用（改正法の規定による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の2第1項の規定により退職した日（改正法の規定による改正前の地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項又は改正法附則第4条第1項、第5条第1項、第6条第1項若しくは



第7条第1項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。)の翌日におけるものに限る。)をされたこと。

(2) 改正法附則第4条第2項(改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号及び次項において同じ。)、第5条第3項、第6条第2項(改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号及び次項において同じ。)又は第7条第3項の規定による採用(地方公務員法(以下この号、次項及び附則第11項において「法」という。)第28条の6第1項の規定により退職した日(法第28条の7第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した日及び法第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項又は改正法附則第4条第2項、第5条第3項、第6条第2項若しくは第7条第3項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。)の翌日におけるものに限る。)をされたこと。

8 改正法附則第4条第2項、第5条第3項、第6条第2項又は第7条第3項の規定により採用され勤務した後退職した日の翌日に法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された学校職員に対する第2条の規定による改正後の長野市立学校職員の単身赴任手当に関する規則第4条の規定の適用については、同条第1号イ中「退職した日」とあるのは、「退職した日(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第2項(同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第5条第3項、第6条第2項(同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第7条第3項の規定により採用され勤務した後退職した日を含む。)」とする。

9 施行日前に、第2条の規定による改正前の長野市立学校職員の単身赴任手当に関する規則第4条第1号イに該当する採用をされた学校職員については、同条の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

(長野市立学校職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

10 長野市立学校職員の給与に関する条例の適用を受ける改正法附則第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次項において同じ。)又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された学校職員は、定年前再任用短時間勤務学校職員とみなして、第3条の規定による改正後の長野市立学校職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(次項及び附則第12項において「改正後の期末勤勉手当規則」という。)第3条第1項及び第2項並びに第8条第1項の規定を適用する。

11 長野市立学校職員の給与に関する条例の適用を受けない本市の改正法附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された公務員は、法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された公務員とみなして、改正後の期末勤勉手当規則第3条第1項、第4条第3項及び第8条第1項の規定を適用する。

12 暫定再任用学校職員は、定年前再任用短時間勤務学校職員とみなして、改正後の期末勤勉手当規則第12条の規定を適用する。

長野市立学校職員の給与に関する規則 新旧対照表【第1条関係】

改正後	改正前
<p>○長野市立学校職員の給与に関する規則 昭和41年10月16日長野市教育委員会規則第6号 (給料の特別調整を行う職及び区分)</p> <p>第9条の2 条例第10条の規定により給料の特別調整を行う職は、別表第5に掲げる職とし、当該職に係る学校職員に支給する給料の特別調整額の区分は、同表の職欄の区分に応じ、同表の区分欄に定める区分とする。<u>ただし、同表に掲げる職(同表中その区分について別に定めることとされている職を除く。)のうち、教育委員会が別に定める職にあつては、当該職に対応する同表の区分欄に定める区分より一段高い区分とすることができる。</u></p> <p><u>(特別調整額)</u></p> <p>第9条の3 前条に規定する職にある学校職員に支給する給料の特別調整額は、次の各号に掲げる学校職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p><u>(1) 次号に掲げる学校職員以外の学校職員 当該学校職員の属する職務の級及び当該職に係る前条の規定による区分に応じ、別表第6の給料の特別調整額欄に定める額</u></p> <p><u>(2) 条例第2条第2項第1号に規定する定年前再任用短時間勤務学校職員(以下「定年前再任用短時間勤務学校職員」という。) 当該定年前再任用短時間勤務学校職員の属する職務の級及び当該職に係る前条の規定による区分に応じ、別表第7の給料の特別調整額欄に定める額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務学校職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額)</u></p> <p>(管理職員特別勤務手当の額等)</p>	<p>○長野市立学校職員の給与に関する規則 昭和41年10月16日長野市教育委員会規則第6号 (給料の特別調整を行う職及び区分)</p> <p>第9条の2 条例第10条の規定により給料の特別調整を行う職は、別表第5に掲げる職とし、当該職に係る学校職員に支給する給料の特別調整額の区分は、同表の職欄の区分に応じ、同表の区分欄に定める区分とする。</p> <p><u>(特別調整額)</u></p> <p>第9条の3 前条に規定する職にある学校職員に支給する給料の特別調整額は、当該学校職員の属する職務の級及び当該職に係る前条の規定による区分に応じ、別表第6の給料の特別調整額欄に定める額とする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(管理職員特別勤務手当の額等)</p>

改正後	改正前																
<p>第12条 条例第14条の7第2項第1号に規定する教育委員会が定める額は、次の各号に掲げる学校職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p>	<p>第12条 条例第14条の7第2項第1号に規定する教育委員会が定める額は、次の各号に掲げる学校職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p>																
<p>(1) <u>次号に掲げる学校職員以外の管理監督学校職員（条例第10条第1項の規定による給料の特別調整額の支給を受ける学校職員をいう。以下同じ。）</u> 次の表の区分欄に掲げる第9条の2の規定により定める区分に応じ、同表の管理職員特別勤務手当の額欄に定める額</p>	<p>(1) <u>条例第10条第1項の規定による給料の特別調整額の支給を受ける学校職員（以下「管理監督職員」という。）</u> 次の表の区分欄に掲げる第9条の2の規定により定める区分に応じ、同表の管理職員特別勤務手当の額欄に定める額</p>																
<p>表 略</p>	<p>表 略</p>																
<p>(2) <u>定年前再任用短時間勤務学校職員である管理監督学校職員</u> 次の表の区分欄に掲げる第9条の2の規定により定める区分に応じ、同表の管理職員特別勤務手当の額欄に定める額</p>	<p><u>(新設)</u></p>																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>管理職員特別勤務手当の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1種</td> <td>7,000円</td> </tr> <tr> <td>2種又は3種</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>4種又は5種</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	管理職員特別勤務手当の額	1種	7,000円	2種又は3種	5,000円	4種又は5種	3,000円									
区分	管理職員特別勤務手当の額																
1種	7,000円																
2種又は3種	5,000円																
4種又は5種	3,000円																
<p>(3) 略</p>	<p>(2) 略</p>																
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>																
<p>3 <u>条例第14条の7第2項第2号に規定する教育委員会が定める額は、次の各号に掲げる学校職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p>	<p>3 <u>条例第14条の7第2項第2号に規定する教育委員会が定める額は、次の表の区分欄に掲げる第9条の2の規定により定める区分に応じ、同表の管理職員特別勤務手当の額欄に定める額とする。</u></p>																
<p>(1) <u>次号に掲げる学校職員以外の管理監督学校職員</u> 次の表の区分欄に掲げる第9条の2の規定により定める区分に応じ、同表の管理職員特別勤務手当の額欄に定める額</p>																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>管理職員特別勤務手当の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1種</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>2種又は3種</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>4種又は5種</td> <td>2,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	管理職員特別勤務手当の額	1種	4,000円	2種又は3種	3,000円	4種又は5種	2,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>管理職員特別勤務手当の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1種</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>2種又は3種</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>4種又は5種</td> <td>2,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	管理職員特別勤務手当の額	1種	4,000円	2種又は3種	3,000円	4種又は5種	2,000円
区分	管理職員特別勤務手当の額																
1種	4,000円																
2種又は3種	3,000円																
4種又は5種	2,000円																
区分	管理職員特別勤務手当の額																
1種	4,000円																
2種又は3種	3,000円																
4種又は5種	2,000円																
<p>(2) <u>定年前再任用短時間勤務学校職員である管理監督学校職員</u> 次の表の区分欄に掲げる第9条の2の規定により定める区分に応じ、同表の管</p>																	

改正後		改正前																			
<p><u>理職員特別勤務手当の額欄に定める額</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>管理職員特別勤務手当の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1種</td> <td>3,500円</td> </tr> <tr> <td>2種又は3種</td> <td>2,500円</td> </tr> <tr> <td>4種又は5種</td> <td>1,500円</td> </tr> </tbody> </table>		区分	管理職員特別勤務手当の額	1種	3,500円	2種又は3種	2,500円	4種又は5種	1,500円												
区分	管理職員特別勤務手当の額																				
1種	3,500円																				
2種又は3種	2,500円																				
4種又は5種	1,500円																				
<p>4 条例第14条の7第1項第1号に掲げる勤務をした後、引き続いて同項第2号に掲げる勤務をした<u>管理監督学校職員</u>には、その引き続く勤務に係る管理職員特別勤務手当を支給しない。</p> <p>(勤務1時間当たりの給与額の算出方法)</p> <p>第13条 条例第16条に規定する教育委員会が定める時間は、一の年度における現日数から当該年度における日曜日、土曜日、祝日法による休日(土曜日に当たる日を除く。)及び勤務時間条例第6条第2号に規定する休日(日曜日又は土曜日に当たる日を除く。)の日数を減じたものに<u>1週間当たりの勤務時間を5で除して得た時間</u>を乗じて得た時間を、1週間当たりの勤務時間に52を乗じて得た時間から減じた時間とする。</p> <p>(会計年度任用学校職員に係る長野市立学校職員の給与に関する条例等の規定の適用についての技術的読替え)</p> <p>第14条 条例第18条の2の規定による条例の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>読み替える条例の規定</th> <th>読み替えられる字句</th> <th>読み替える字句</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第4条第1項略</td> <td></td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>第12条の4第1項第2号</td> <td>額 (<u>定年前再任用短時間勤務学校職員</u>のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して教育委員会が定め</td> <td>額</td> </tr> </tbody> </table>		読み替える条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	第4条第1項略		略	第12条の4第1項第2号	額 ( <u>定年前再任用短時間勤務学校職員</u> のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して教育委員会が定め	額	<p>4 条例第14条の7第1項第1号に掲げる勤務をした後、引き続いて同項第2号に掲げる勤務をした<u>管理監督職員</u>には、その引き続く勤務に係る管理職員特別勤務手当を支給しない。</p> <p>(勤務1時間当たりの給与額の算出方法)</p> <p>第13条 条例第16条に規定する教育委員会が定める時間は、一の年度における現日数から当該年度における日曜日、土曜日、祝日法による休日(土曜日に当たる日を除く。)及び勤務時間条例第6条第2号に規定する休日(日曜日又は土曜日に当たる日を除く。)の日数を減じたものに<u>7時間45分</u>を乗じて得た時間を、1週間当たりの勤務時間に52を乗じて得た時間から減じた時間とする。</p> <p>(会計年度任用学校職員に係る長野市立学校職員の給与に関する条例等の規定の適用についての技術的読替え)</p> <p>第14条 条例第18条の2の規定による条例の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>読み替える条例の規定</th> <th>読み替えられる字句</th> <th>読み替える字句</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第4条第1項略</td> <td></td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>第12条の4第1項第2号</td> <td>額 (<u>短時間勤務学校職員</u>のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して教育委員会が定める学校職員に</td> <td>額</td> </tr> </tbody> </table>		読み替える条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	第4条第1項略		略	第12条の4第1項第2号	額 ( <u>短時間勤務学校職員</u> のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して教育委員会が定める学校職員に	額
読み替える条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句																			
第4条第1項略		略																			
第12条の4第1項第2号	額 ( <u>定年前再任用短時間勤務学校職員</u> のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して教育委員会が定め	額																			
読み替える条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句																			
第4条第1項略		略																			
第12条の4第1項第2号	額 ( <u>短時間勤務学校職員</u> のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して教育委員会が定める学校職員に	額																			

改正後		改正前	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">           る学校職員にあつては、その額から、その額に教育委員会が定める割合を乗じて得た額を減じた額)         </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">           第14条の7の略 2第2項         </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">           あつては、その額から、その額に教育委員会が定める割合を乗じて得た額を減じた額)         </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">           第14条の7の略 2第2項         </div>		
<p>2・3 略 附 則</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(平成25年4月1日における学校職員の昇給の号俸数の特例)</u></p> <p><u>4</u> 略</p> <p><u>5</u> 略</p> <p><u>6</u> 第4条の10第4項及び第5項の規定は、前2項の場合について準用する。この場合において、同条第4項中「前3項の規定による」とあるのは「<u>附則第4項及び第5項</u>の規定による」と、「前3項の規定」とあるのは、「これらの規定」と読み替えるものとする。</p>		<p>2・3 略 附 則</p> <p><u>(条例附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給される学校職員等の特別調整額)</u></p> <p><u>4</u> <u>条例別表第1に規定する学校職員給料表の適用を受ける学校職員（条例第9条の2に規定する再任用学校職員を除く。）のうちその職務の級が同表の4級である学校職員（以下この項において「特定学校職員」という。）の55歳に達した日後における最初の4月1日（特定学校職員以外の学校職員が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定学校職員となつた場合にあつては、特定学校職員となつた日）以後の給料の特別調整額は、第9条の3の規定にかかわらず、同条の規定による額に100分の99.5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</u></p> <p><u>(平成25年4月1日における学校職員の昇給の号俸数の特例)</u></p> <p><u>5</u> 略</p> <p><u>6</u> 略</p> <p><u>7</u> 第4条の10第4項及び第5項の規定は、前2項の場合について準用する。この場合において、同条第4項中「前3項の規定による」とあるのは「<u>附則第5項及び第6項</u>の規定による」と、「前3項の規定」とあるのは、「これらの規定」と読み替えるものとする。</p>	

改正後	改正前																	
<p><u>(条例附則第19項の規定の適用を受ける学校職員の特別調整額の支給額)</u></p> <p>7 <u>条例附則第19項の規定の適用を受ける学校職員に対する第9条の3の規定の適用については、当分の間、同条第1号中「定める額」とあるのは、「定める額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。</u></p> <p><u>(条例附則第19項の規定の適用を受ける学校職員の管理職員特別勤務手当の支給額)</u></p> <p>8 <u>条例附則第19項の規定の適用を受ける学校職員に対する第12条第1項及び第3項の規定の適用については、当分の間、同条第1項第1号及び同条第3項第1号中「定める額」とあるのは、「定める額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。</u></p> <p>別表第6（第9条の3関係） 略</p> <p><u>別表第7（第9条の3関係）</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>別表第6（第9条の3関係） 略</p> <p>(新設)</p>																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="174 890 398 938">職務の級</th> <th data-bbox="398 890 734 938">区分</th> <th data-bbox="734 890 1061 938">給料の特別調整額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="174 938 398 1075" rowspan="3">4級</td> <td data-bbox="398 938 734 986">1種</td> <td data-bbox="734 938 1061 986">68,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="398 986 734 1034">2種</td> <td data-bbox="734 986 1061 1034">59,500円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="398 1034 734 1075">3種</td> <td data-bbox="734 1034 1061 1075">51,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="174 1075 398 1171" rowspan="3">3級</td> <td data-bbox="398 1075 734 1123">3種</td> <td data-bbox="734 1075 1061 1123">40,600円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="398 1123 734 1171">4種</td> <td data-bbox="734 1123 1061 1171">33,800円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="398 1171 734 1216">5種</td> <td data-bbox="734 1171 1061 1216">27,100円</td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	区分	給料の特別調整額	4級	1種	68,000円	2種	59,500円	3種	51,000円	3級	3種	40,600円	4種	33,800円	5種	27,100円	
職務の級	区分	給料の特別調整額																
4級	1種	68,000円																
	2種	59,500円																
	3種	51,000円																
3級	3種	40,600円																
	4種	33,800円																
	5種	27,100円																
<p><u>備考 別表第5に掲げる職のうち、この表に掲げられていない給料の特別調整額を定める特段の事情があると教育委員会が認める職にある学校職員に支給する給料の特別調整額については、当該学校職員の属する職務の級及び当該職の区分を考慮して、次に掲げる額の範囲内で教育委員会が別に定める額とする。</u></p>																		

改正後	改正前
<p><u>(1) 当該学校職員の属する職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の区分より一段高い区分があるときは、当該区分に係る給料の特別調整額未満の額</u></p> <p><u>(2) 当該学校職員の属する職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の区分より一段低い区分があるときは、当該区分に係る給料の特別調整額を超える額</u></p> <p><u>(3) 当該学校職員の属する職務の級より上位の職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の区分に係る給料の特別調整額の区分があるときは、当該給料の特別調整額未満の額</u></p> <p><u>(4) 当該学校職員の属する職務の級より下位の職務の級に対応する同表の職務の級欄に当該職の区分に係る給料の特別調整額の区分があるときは、当該給料の特別調整額を超える額</u></p>	

長野市立学校職員の単身赴任手当に関する規則 新旧対照表【第2条関係】

改正後	改正前
<p>○長野市立学校職員の単身赴任手当に関する規則 平成27年3月27日長野市教育委員会規則第8号 (権衡上必要があると認められる学校職員の範囲等)</p> <p>第4条 条例第12条の9第2項に規定する教育委員会が定める学校職員は、次に掲げる学校職員とする。</p> <p>(1) 次に掲げる事由の発生に伴い、住居を移転し、第2条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった学校職員で、当該事由の発生の直前の住居から当該事由の発生の直後の勤務場所に通勤することが第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする学校職員</p> <p>ア 略</p> <p>イ 地方公務員法(昭和25年法律第261号) <u>第22条の4第1項又は第22条の5第1項</u>の規定による採用(同法の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。)をされたこと。</p> <p>(2)～(8) 略</p>	<p>○長野市立学校職員の単身赴任手当に関する規則 平成27年3月27日長野市教育委員会規則第8号 (権衡上必要があると認められる学校職員の範囲等)</p> <p>第4条 条例第12条の9第2項に規定する教育委員会が定める学校職員は、次に掲げる学校職員とする。</p> <p>(1) 次に掲げる事由の発生に伴い、住居を移転し、第2条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった学校職員で、当該事由の発生の直前の住居から当該事由の発生の直後の勤務場所に通勤することが第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする学校職員</p> <p>ア 略</p> <p>イ 地方公務員法(昭和25年法律第261号) <u>第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項</u>の規定による採用(同法<u>第28条の2第1項</u>の規定により退職した日 <u>(同法第28条の3の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。)</u>の翌日におけるものに限る。)をされたこと。</p> <p>(2)～(8) 略</p>



長野市立学校職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則 新旧対照表【第3条関係】

改正後	改正前
<p>○長野市立学校職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則 平成21年11月30日長野市教育委員会規則第6号 (期末手当)</p>	<p>○長野市立学校職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則 平成21年11月30日長野市教育委員会規則第6号 (期末手当)</p>
<p>第2条 学校職員給与条例第13条第1項前段の規定により期末手当の支給を受ける学校職員は、同項に規定するそれぞれの基準日（次条及び第4条第3項において「基準日」という。）に在職する学校職員のうち、次の各号に掲げる学校職員以外の学校職員とする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(8) 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項に規定する大学院就学休業をしている学校職員（以下「大学院就学休業職員」という。）</u></p>	<p>第2条 学校職員給与条例第13条第1項前段の規定により期末手当の支給を受ける学校職員は、同項に規定するそれぞれの基準日（次条及び第4条第3項において「基準日」という。）に在職する学校職員のうち、次の各号に掲げる学校職員以外の学校職員とする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(新設)</u></p>
<p>第3条 学校職員給与条例第13条第1項後段に規定する教育委員会規則で定める学校職員は、次の各号に掲げる学校職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) その退職の後基準日までの間において、次に掲げる者となった者</p> <p>ア・イ 略</p> <p><u>ウ 学校職員給与条例の適用を受ける短時間勤務学校職員（学校職員給与条例第2条第2項第1号に規定する定年前再任用短時間勤務学校職員（以下「定年前再任用短時間勤務学校職員」という。）又は任期付職員条例第4条の規定により採用された学校職員をいう。以下同じ。）</u></p> <p><u>エ 学校職員給与条例の適用を受けない本市の短時間勤務公務員（法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された公務員をいう。以下同じ。）</u></p> <p><u>オ 教育委員会が別に定める者</u></p> <p>(3) その退職に引き続き次に掲げる者となった者</p> <p>ア 略</p>	<p>第3条 学校職員給与条例第13条第1項後段に規定する教育委員会規則で定める学校職員は、次の各号に掲げる学校職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) その退職の後基準日までの間において、次に掲げる者となった者</p> <p>ア・イ 略</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(3) その退職に引き続き次に掲げる者となった者</p> <p>ア 略</p>

改正後	改正前
<p><u>イ 本市が加入する地方公共団体の組合の法第22条の5第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員</u></p> <p><u>ウ 略</u></p> <p>2 基準日前1箇月以内において学校職員給与条例の適用を受ける常勤の学校職員若しくは短時間勤務学校職員又は教育委員会が別に定める者としての退職が2回以上ある者について前項の規定を適用する場合は、基準日に最も近い日の退職だけをもって、当該退職とする。</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項の期間の計算については、次の各号に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 自己啓発等休業職員又は大学院就学休業職員として在職した期間については、その2分の1の期間</p> <p>3 基準日以前6箇月以内の期間において、学校職員給与条例の適用を受けない本市の常勤の公務員若しくは短時間勤務公務員又は教育委員会が別に定める者が学校職員給与条例の適用を受ける学校職員となった場合及び国若しくは他の地方公共団体の常勤の公務員、本市が加入する地方公共団体の組合の法第22条の5第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員又は教育委員会が別に定める団体の常勤の職員が引き続き学校職員給与条例の適用を受ける学校職員となった場合におけるそれらのものとして在職した期間(教育委員会が別に定める者が学校職員給与条例の適用を受ける学校職員となった場合にあっては、教育委員会が別に定める期間)は、第1項の在職期間に算入する。</p> <p>第5条 略</p> <p>第6条 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第7条 学校職員給与条例第13条の4第1項前段の規定により勤勉手当の支給を受ける学校職員は、同項に規定するそれぞれの基準日(次条第1項第</p>	<p>(新設)</p> <p><u>イ 略</u></p> <p>2 基準日前1箇月以内において学校職員給与条例の適用を受ける常勤の学校職員又は法第28条の5第1項若しくは第28条の6第2項若しくは任期付職員条例第4条の規定により採用された学校職員(以下「短時間勤務学校職員」という。)としての退職が2回以上ある者について前項の規定を適用する場合は、基準日に最も近い日の退職だけをもって、当該退職とする。</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項の期間の計算については、次の各号に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 自己啓発等休業職員として在職した期間については、その2分の1の期間</p> <p>3 基準日以前6箇月以内の期間において、学校職員給与条例の適用を受けない本市の常勤の公務員が学校職員給与条例の適用を受ける学校職員となった場合及び国若しくは他の地方公共団体の常勤の公務員又は教育委員会が別に定める団体の常勤の職員が引き続き学校職員給与条例の適用を受ける学校職員となった場合におけるそれらのものとして在職した期間は、第1項の在職期間に算入する。</p> <p>第5条 略</p> <p>第6条 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第7条 学校職員給与条例第13条の4第1項前段の規定により勤勉手当の支給を受ける学校職員は、同項に規定するそれぞれの基準日(次条第1項第</p>

改正後	改正前
<p>2号、第10条及び第11条第2項第7号において「基準日」という。)に在職する学校職員のうち、次の各号に掲げる学校職員以外の学校職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 停職者、専従休職者、派遣職員、<u>自己啓発等休業職員又は大学院就学休業職員</u></p> <p>(3) 略</p>	<p>2号、第10条及び第11条第2項第7号において「基準日」という。)に在職する学校職員のうち、次の各号に掲げる学校職員以外の学校職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 停職者、専従休職者、派遣職員<u>又は自己啓発等休業職員</u></p> <p>(3) 略</p>
<p>第8条 学校職員給与条例第13条の4第1項後段に規定する教育委員会規則で定める学校職員は、次の各号に掲げる学校職員（第2号に掲げる者のうち、勤勉手当に相当する手当が支給されない本市の公務員を除く。）とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) その退職の後基準日までの間において、学校職員給与条例の適用を受けない本市の常勤の公務員<u>若しくは短時間勤務公務員若しくは教育委員会が別に定める者</u>又は学校職員給与条例の適用を受ける学校職員となつた者</p> <p>(3) 略</p>	<p>第8条 学校職員給与条例第13条の4第1項後段に規定する教育委員会規則で定める学校職員は、次の各号に掲げる学校職員（第2号に掲げる者のうち、勤勉手当に相当する手当が支給されない本市の公務員を除く。）とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) その退職の後基準日までの間において、学校職員給与条例の適用を受けない本市の常勤の公務員又は学校職員給与条例の適用を受ける学校職員となつた者</p> <p>(3) 略</p>
<p>2 略</p> <p>第9条 略</p> <p>第10条 略</p> <p>第11条 略</p>	<p>2 略</p> <p>第9条 略</p> <p>第10条 略</p> <p>第11条 略</p>
<p>2 前項の期間の計算については、次の各号に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1) 停職者、専従休職者、<u>自己啓発等休業職員又は大学院就学休業職員</u>として在職した期間については、その全期間</p> <p>(2)～(9) 略</p>	<p>2 前項の期間の計算については、次の各号に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1) 停職者、専従休職者<u>又は自己啓発等休業職員</u>として在職した期間については、その全期間</p> <p>(2)～(9) 略</p>
<p>第12条 成績率は、次の各号に掲げる学校職員の区分に応じ、当該各号に掲げる割合の範囲内で、教育委員会が別に定めるところにより定めるものとする。</p> <p>(1) <u>定年前再任用短時間勤務学校職員</u>以外の学校職員 100分の200</p>	<p>第12条 成績率は、次の各号に掲げる学校職員の区分に応じ、当該各号に掲げる割合の範囲内で、教育委員会が別に定めるところにより定めるものとする。</p> <p>(1) <u>法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若し</u></p>

改正後	改正前
(2) <u>定年前再任用短時間勤務学校職員</u> 100分の95	<p data-bbox="1178 180 2119 256"><u>くは第2項の規定により採用された学校職員（次号において「再任用学校職員」という。）以外の学校職員</u> 100分の210</p> <p data-bbox="1151 268 1619 301">(2) <u>再任用学校職員</u> 100分の100</p>